

【表紙】

|                |                                                                                                                    |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                                                                                                            |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                                                                                                 |
| 【提出先】          | 関東財務局長                                                                                                             |
| 【提出日】          | 2024年6月19日                                                                                                         |
| 【会社名】          | 極東貿易株式会社                                                                                                           |
| 【英訳名】          | Kyokuto Boeki Kaisha, Ltd.                                                                                         |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 岡 田 義 也                                                                                                    |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                                                                                                        |
| 【本店の所在の場所】     | 東京都千代田区大手町2丁目2番1号                                                                                                  |
| 【縦覧に供する場所】     | 極東貿易株式会社 大阪支店<br>(大阪市北区中之島2丁目3番18号)<br>極東貿易株式会社 名古屋支店<br>(名古屋市中村区名駅南1丁目16番30号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 岡田義也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、提出会社並びに、連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、提出会社並びに、連結子会社14社及び持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制及び全社的な観点で評価を行う決算・財務報告プロセスに係る内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、上記以外の連結子会社及び持分法適用関連会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的、質的重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の結果を踏まえ、連結売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している事業拠点である提出会社と税引前当期純損益（持分相当額）が税金等調整前当期純損益の一定割合を越えている連結子会社3社、持分法適用関連会社1社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。